

令和 2 年度
第 3 回新宿区国民健康保険運営協議会

審議事項資料

- I **【諮問事項】令和 3 年度国民健康保険・保険料率の改定について**
- II **令和 3 年度特別区基準保険料率の概要**

令和 3 年 3 月 6 日

新宿区健康部医療保険年金課

【諮問事項】

I 令和3年度国民健康保険・保険料率 の改定について

I 令和3年度国民健康保険・保険料率の改定について

1. 新宿区の国民健康保険料率採用の方針について

○特別区では、特別区統一保険料方式を採用して国民健康保険事業を運営している。

○「特別区基準保険料率」は、毎年、特別区長会が決定しており、令和3年度特別区基準保険料率は、令和3年2月16日の区長会総会で決定された。

・統一保険料方式採用の経緯

特別区の国保事業が発足した昭和34年から、東京都の事業調整のもと各区は同一の保険料率であった。

平成12年に都の事業調整が廃止になったが、国が示している医療保険制度広域化の動向等を考慮して特別区では「統一保険料方式」が採用された。平成16年には、特別区長会において、「23区間の所得水準の格差は極めて大きく、各区の自助努力によって負担の格差を解消できる規模ではないことから、統一保険料方式を堅持すべきである」「国保事業は、高齢者、低所得者、無職者の受け皿としての役割を果たしている一方、増加傾向にある医療費を負担していかななくてはならず、市町村国保の枠組みの中で解決しえない構造的問題を抱えていることから、都道府県レベル、少なくとも23区レベルといった広域的な運営が求められる事業である」ことなどが「統一保険料方式のあり方」としてまとめられている。

・特別区長会とは

特別区の区長23名で組織され、特別区間の連携を図り、特別区政の円滑な運営と特別区の自治の進展に資するために、共通課題についての連絡調整・調査研究、必要な施策の立案・推進などを行う任意団体。

I 令和3年度国民健康保険・保険料率の改定について

2. 令和3年度新宿区国民健康保険・保険料率（案）

○新宿区は、「令和3年度特別区基準保険料率」を適用し、令和3年度国民健康保険料率を、次の改定案の通りとする。

区分		改定案	現行	差	伸び率
（基礎） 医療分	所得割	7.13/100	7.14/100	▲0.01/100	▲0.14%
	均等割	38,800円	39,900円	▲1,100円	▲2.76%
	賦課割合	58：42	58：42	—	—
	限度額	630,000円	630,000円	—	—
後期高齢者 支援金分	所得割	2.41/100	2.29/100	0.12/100	5.24%
	均等割	13,200円	12,900円	300円	2.33%
	賦課割合	58：42	58：42	—	—
	限度額	190,000円	190,000円	—	—
介護納付金分	所得割	2.05/100	1.96/100	0.09/100	4.59%
	均等割	17,000円	15,600円	1,400円	8.97%
	賦課割合	57：43	57：43	—	—
	限度額	170,000円	170,000円	—	—

○医療分は、所得割、均等割ともに減額。後期高齢者支援分、介護納付金分は、所得割、均等割ともに増額。

○賦課割合及び賦課限度額は、全区分とも前年度から変更なし。

I 令和3年度国民健康保険・保険料率の改定について

3. 令和3年度保険料率（案）・被保険者への影響①

○1人当たり保険料は、以下のとおり。被保険者全体で平均した1人当たり保険料は、令和2年より1,571円減額（▲1.14%）となる。

	令和3年度(案)		令和2年度		差額	伸び率
	被保険者数	1人当たり保険料	被保険者数	1人当たり保険料		
医療(基礎)分	86,301人	92,440円	92,176人	95,874円	▲ 3,434円	▲ 3.58%
後期高齢者支援金分	86,301人	30,833円	92,176人	30,512円	321円	1.05%
介護納付金分	28,526人	39,136円	29,286人	35,863円	3,273円	9.13%
医療+後期支援 (介護2号被保険者ではない)	57,775人	123,273円	62,890人	126,386円	▲ 3,113円	▲ 2.46%
医療+後期+介護 (介護2号被保険者)	28,526人	162,409円	29,286人	162,249円	160円	0.10%
被保険者全体	86,301人	136,209円	92,176人	137,780円	▲ 1,571円	▲ 1.14%

○被保険者の世帯構成別・総所得金額別に試算すると、保険料が令和2年度よりも減額となる世帯は56.0%、増額となる世帯は41.7%となる。医療分が下がる一方で、40歳から64歳まで（介護保険第2号被保険者）に賦課される介護納付金分の保険料率が上がることが主要因。

参考資料1-2 参照

I 令和3年度国民健康保険・保険料率の改定について

3. 令和3年度保険料率（案）・被保険者への影響②

○世帯構成別の保険料率改定の影響は次の通り（該当世帯が多いもの他12ケース）

※この試算は、令和3年2月1日時点の新宿区国民健康保険被保険者の世帯構成、所得（算定基礎額・いわゆる旧ただし書き所得）をもとに、世帯構成別・総所得金額階層別に平均保険料を算定したものの

保険料の試算

Case01

参考資料1-3-Case01 参照

改定の影響



- ・世帯員 1名
- ・介護2号被保険者ではない

該当世帯比率	66.66%
減額世帯比率	72.1% (48.07%)
同額世帯比率	1.2% (0.78%)
増額世帯比率	26.7% (17.82%)



■減 □同 ■増

※()は、全世界帯に占める割合

○39歳まで、または、65歳から74歳までの1人世帯で、全被保険者の66.66%がこれに該当します。保険料の試算は、給与又は年金収入のある世帯の場合です。

○介護納付金分が無く、国民健康保険医療分が減額になるため、該当世帯の72.1%の世帯の保険料が前年度よりも減額となります。一方で後期高齢者支援分は増額となるため、中間所得層を中心に、26.7%の世帯が増額となります。

○学生・留学生、40歳未満の未婚の方、年金生活者などで、1人暮らしの方がイメージされます。

保険料の試算

Case02

参考資料1-3-Case02 参照

改定の影響



- ・世帯員 1名
- ・介護2号被保険者

該当世帯比率	15.34%
減額世帯比率	0.2% (0.03%)
同額世帯比率	1.8% (0.28%)
増額世帯比率	98.0% (15.03%)



■減 □同 ■増

※()は、全世界帯に占める割合

○40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者1人世帯で、全被保険者の15.34%がこれに該当します。保険料の試算は、給与収入がある世帯の場合です。

○医療分の保険料は多くの所得層で減額になるが、特に介護保険第2号被保険者に対する介護納付金の増額の影響が大きく、医療費分の減額が相殺され、保険料賦課限度額に達する1.8%の世帯を除く、該当世帯の98%が増額となります。

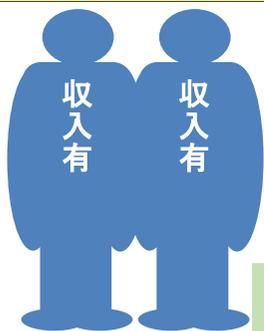
I 令和3年度国民健康保険・保険料率の改定について

3. 令和3年度保険料率（案）・被保険者への影響③

保険料の試算

Case04 参考資料1-3-Case04 参照

改定の影響



- ・世帯員 2名
- ・介護2号被保険者ではない

該当世帯比率	4.39%
減額世帯比率	59.2% (2.60%)
同額世帯比率	5.8% (0.25%)
増額世帯比率	35.0% (1.54%)



■減 □同 ■増

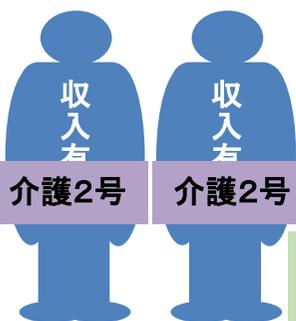
※()は、全世界帯に占める割合

- 19歳から39歳まで、または、65歳から74歳までで構成される2人世帯で、全被保険者の4.39%がこれに該当します。保険料の試算は、2名とも給与又は年金収入がある場合です。
- 介護納付金分が無く、国民健康保険医療分が減額になるため、59.2%が減額となります。一方で後期高齢者支援分は増額となるため、中間所得層を中心に、35%の世帯が増額となります。
- 40歳未満の夫婦、65歳以上の夫婦などで、扶養する子どもがいない世帯がイメージされます。

保険料の試算

Case05 参考資料1-3-Case05 参照

改定の影響



- ・世帯員 2名
- ・うち介護2号被保険者2名

該当世帯比率	3.87%
減額世帯比率	0.6% (0.02%)
同額世帯比率	7.5% (0.29%)
増額世帯比率	91.9% (3.56%)



■減 □同 ■増

※()は、全世界帯に占める割合

- 40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者2名で構成される2人世帯で、全被保険者の3.87%がこれに該当します。保険料の試算は、2名とも給与収入がある場合です。
- 2人とも介護納付金分が発生し、保険料は特に高くなるケースですが、賦課限度額に達成する世帯も多くなり、保険料が変わらない世帯が7.5%となります。

I 令和3年度国民健康保険・保険料率の改定について

3. 令和3年度保険料率（案）・被保険者への影響④

保険料の試算

Case06

参考資料1-3-Case06 参照

改定の影響



- ・世帯員 2名
- ・うち介護2号被保険者1名

該当世帯比率	2.39%
減額世帯比率	29.3% (0.70%)
同額世帯比率	0.0% (0.00%)
増額世帯比率	70.7% (1.69%)



■減 □同 ■増

※()は、全世帯に占める割合

○40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者と2号被保険者ではない19歳以上で構成される2人世帯で、全被保険者の2.39%がこれに該当します。保険料の試算は、2名とも給与又は年金収入がある場合です。

○1人に対して介護納付金分が発生しますが、国民健康保険医療分が減額になるため、約3割が減額、約7割が増額となります。

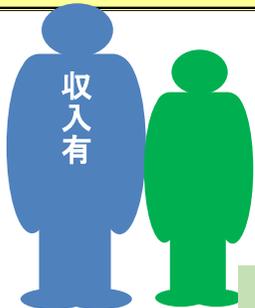
○子のいない夫婦、65歳以上の親と40歳以上の子、40歳以上の親と19歳以上の子の世帯などがイメージされます。

保険料の試算

Case07

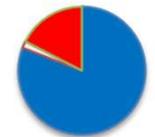
参考資料1-3-Case07 参照

改定の影響



- ・世帯員 2名
- ・介護2号被保険者ではない
- ・うち就学児(～18歳)1名

該当世帯比率	0.90%
減額世帯比率	80.8% (0.72%)
同額世帯比率	1.7% (0.02%)
増額世帯比率	17.4% (0.16%)



■減 □同 ■増

※()は、全世帯に占める割合

○39歳までの2人世帯で、保護者と就学児の2名の世帯の場合です。全世帯の0.9%・642世帯が該当します。保険料の試算は、給与収入の世帯の場合です。

○介護納付金分が無く、国民健康保険医療分が減額になるため、80.8%の世帯が前年度よりも減額となります。一方で後期高齢者支援分は増額となるため、中間所得層を中心に、17.4%の世帯が増額となります。

I 令和3年度国民健康保険・保険料率の改定について

3. 令和3年度保険料率（案）・被保険者への影響⑤

保険料の試算

Case08

参考資料1-3-Case08 参照

改定の影響



- ・世帯員 3名
- ・介護2号被保険者ではない
- ・うち就学児(～18歳)1名

該当世帯比率	0.78%
減額世帯比率	61.9% (0.48%)
同額世帯比率	10.1% (0.08%)
増額世帯比率	28.0% (0.22%)



■減 □同 ■増

※()は、全世界帯に占める割合

- 39歳までの3人世帯で、保護者2名と就学児1名の世帯の場合で、全世界帯の0.78%・557世帯が該当します。保険料の試算は、給与収入の世帯の場合です。
- 介護納付金分が無く、国民健康保険医療分が減額になるため、該当者の61.9%の世帯が前年度よりも減額となります。一方で後期高齢者支援分は増額となるため、中間所得層を中心に、28.0%の世帯が増額となります。
- 世帯の保険料賦課限度額にあたる世帯が1割ほどあり、保険料は同額となります。

保険料の試算

Case09

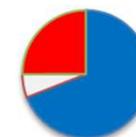
参考資料1-3-Case09 参照

改定の影響



- ・世帯員 3名
- ・介護2号被保険者ではない
- ・うち未就学児1名

該当世帯比率	0.74%
減額世帯比率	69.1% (0.51%)
同額世帯比率	5.9% (0.04%)
増額世帯比率	25.0% (0.18%)



■減 □同 ■増

※()は、全世界帯に占める割合

- 39歳までの3人世帯で、保護者2名と未就学児1名の世帯の場合で、全世界帯の0.74%・527世帯が該当します。保険料の試算は、給与収入の世帯の場合です。
- 介護納付金分が無く、国民健康保険医療分が減額になるため、該当者の69.1%の世帯が前年度よりも減額となります。一方で後期高齢者支援分は増額となるため、中間所得層を中心に、25.0%の世帯が増額となります。
- 世帯の保険料賦課限度額にあたる世帯が5.9%あり、保険料は同額となります。

I 令和3年度国民健康保険・保険料率の改定について

3. 令和3年度保険料率（案）・被保険者への影響⑥

保険料の試算

Case10

参考資料1-3-Case10 参照



- ・世帯員 3名
- ・介護2号被保険者ではない

該当世帯比率	0.67%	
減額世帯比率	57.6%	(0.39%)
同額世帯比率	12.5%	(0.08%)
増額世帯比率	29.9%	(0.20%)

※()は、全世界帯に占める割合

改定の影響



■減 □同 ■増

○39歳まで、又は65歳以上の被保険者3名の世帯の場合で、該当世帯は0.67%・479世帯です。保険料の試算は、給与収入が2名の世帯の場合です。

○介護納付金分が無く、国民健康保険医療分が減額になるため、該当者の57.6%の世帯が前年度よりも減額となります。一方で後期高齢者支援分は増額となるため、中間所得層を中心に、29.9%の世帯が増額となります。

○65歳以上の夫婦と40歳未満の子、40歳未満の親と18歳以上の子などの世帯がイメージされます。

保険料の試算

Case03

参考資料1-3-Case03 参照



- ・世帯員 1名
- ・介護2号被保険者ではない
- ・18歳以下で給与収入あり

該当世帯比率	0.62%	
減額世帯比率	99.8%	(0.62%)
同額世帯比率	0.0%	(0.00%)
増額世帯比率	0.2%	(0.00%)

※()は、全世界帯に占める割合

改定の影響



■減 □同 ■増

○18歳以下の1人世帯で、全被保険者の0.62%・443世帯がこれに該当します。保険料の試算は、給与収入のある世帯の場合です。

○介護納付金分が無く、国民健康保険医療分が減額になるため、保険料が昨年よりも減額となり、ほぼ全員となる該当世帯の99.8%が前年度よりも減額となります。

3. 令和3年度保険料率（案）・被保険者への影響⑦

保険料の試算

Case11

参考資料1-3-Case11 参照

改定の影響



- ・世帯員 4名
- ・介護2号被保険者ではない
- ・うち就学児(～18歳)2名

該当世帯比率	0.41%	
減額世帯比率	67.2%	(0.27%)
同額世帯比率	16.4%	(0.07%)
増額世帯比率	16.4%	(0.07%)

※()は、全世界帯に占める割合



○39歳までの保護者2名と就学児2名の世帯の場合で、該当する世帯は0.41%・293世帯です。保険料の試算は、給与収入の世帯の場合です。

○介護納付金分が無く、国民健康保険医療分が減額になるため、該当者の67.2%が前年度よりも減額となります。一方で後期高齢者支援分は増額となるため、中間所得層を中心に、16.4%が増額となり、同じく16.4%は、賦課限度額に達するため同額になります。

保険料の試算

Case12

参考資料1-3-Case12 参照

改定の影響



- ・世帯員 4名
- ・介護2号被保険者ではない
- ・うち就学児(～18歳)1名
- ・うち未就学児1名

該当世帯比率	0.22%	
減額世帯比率	60.6%	(0.14%)
同額世帯比率	13.1%	(0.03%)
増額世帯比率	26.3%	(0.06%)

※()は、全世界帯に占める割合



○39歳までの保護者2名と就学児1名、未就学児1名の世帯の場合で、該当する世帯は0.22%・160世帯です。保険料の試算は、給与収入の世帯の場合です。

○介護納付金分が無く、国民健康保険医療分が減額になるため、該当者の60.6%・97世帯が前年度よりも減額となります。一方で後期高齢者支援分は増額となるため、中間所得層を中心に、26.3%・42世帯が増額、13.1%・21世帯が、賦課限度額に達するため同額になります。

I 令和3年度国民健康保険・保険料率の改定について

4. 令和3年度保険料率（案）・1人当たり保険料減の要因

○令和3年度特別区基準保険料率は、医療分が所得割、均等割ともに引き下げとなった一方で、後期高齢者支援分と介護納付金分が引き上げとなっている。これを新宿区に適用すると、1人当たり保険料は、医療と後期分の合算で減額、被保険者全体で平均した1人当たり保険料も減額となった。

参考資料2-1「1 新宿区保険料率の推移」参照

○後期高齢者支援分と介護納付金分は、それぞれの保険料率の伸び率は大きいものの、新宿区は20代の被保険者数が特別区平均のほぼ2倍と著しく多いこともあり、都への納付金全体に占める割合は、医療分が67%、後期分は23%、介護分は10%である。このため、医療分の増減が全体にあたえる影響は大きいものとなっている。

○新宿区の令和3年度1人当たり所得（旧ただし書き所得）は、新型コロナウイルス感染症による経済的な影響等を考慮し、約4.5%減少と推計した。このため、所得割分の保険料が全体として減少し、1人当たり保険料も下がることになる。

参考資料2-2「2 新宿区基礎数値」参照

II 令和3年度特別区基準保険料率の概要

1. 特別区基準保険料率算定における基本的な考え方

国保制度改革に伴う特別区の対応方針（平成29年11月14日区長会総会）

○ 都内保険料水準の統一

将来的な方向性に沿って段階的に移行すべく23区統一で対応する。
ただし、この水準を参考に各区独自に対応することも可。

○ 医療費の適正化

医師会・薬剤師会等の関係機関に対し、糖尿病重症化予防に関する協力やジェネリック医薬品の利用促進等への働きかけを広域的に行い、医療費適正化を図る。

○ 収納率の向上

各区にて、保険料の現年分・過年度分を合わせた収納率の向上を図る。

○ 法定外繰入の解消又は縮減

国の激変緩和期間である6年間を目途に、段階的・計画的に、特別区独自の激変緩和を段階的に縮小しながら、法定外繰入の削減・解消を目指す。

○基準保険料率は、この対応方針に従って、特別区長会が算定・決定している。

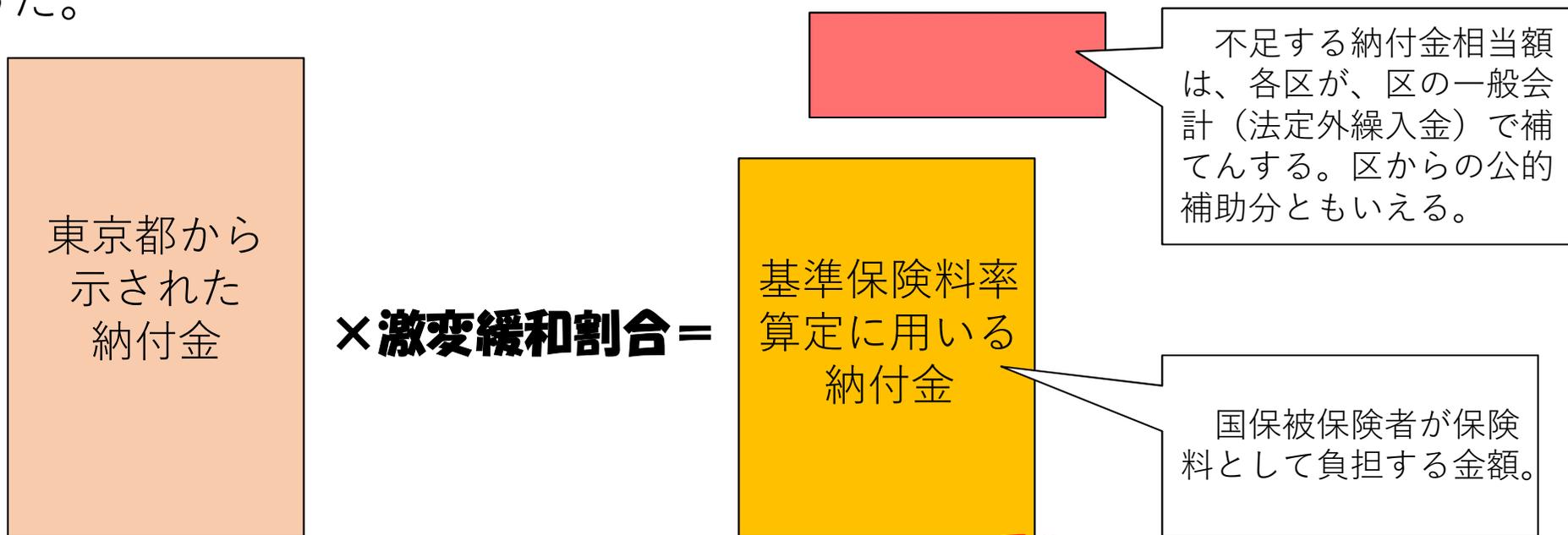
○国保制度改革で平成30年度から導入された納付金方式は、都内市町村の状況から区部の保険料の急増が見込まれた。このため、平成30年度から令和5年までの6年間の激変緩和措置を行うこととした。

II 令和3年度特別区基準保険料率の概要

2. 特別区独自の激変緩和措置について

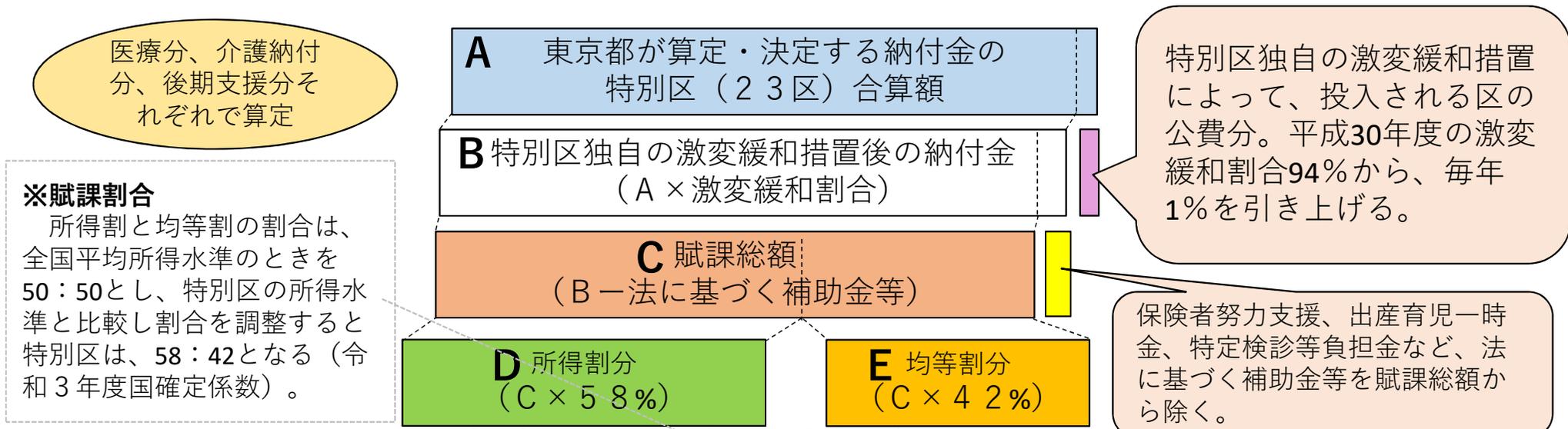
○特別区では、この激変緩和措置により保険料の急激な上昇とならないように取り組んできた。令和2年度は、「96%」とし、納付金総額の4%に相当する、121億円を保険料率算定の段階で区の一般会計から投入していることになる。

○令和3年度は、激変緩和割合を「97%」として保険料率を算定する計画であった。



	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
激変緩和割合	94%	95%	96%	97%	98%	99%

3. 特別区基準保険料率の算定方法について



所得割保険料率の算定方法

$$\begin{aligned}
 \text{所得割分 D} &= \text{1人あたり平均所得金額} \times \text{特別区の被保険者数} \times \text{保険料率} \\
 \text{保険料率} &= \frac{\text{所得割分 D}}{\left(\text{1人あたり平均所得金額} \times \text{特別区の被保険者数} \right)}
 \end{aligned}$$

方程式を整えると...

均等割保険料の算定方法

$$\text{均等割保険料} = \frac{\text{均等割分 E}}{\text{特別区の被保険者数}}$$

・特別区基準保険料率の算定方法

保険料率・均等割保険料は、納付金を保険料で負担できるよう、「被保険者数」「1人あたり平均所得金額（賦課限度額控除後の国保保険料算定に用いる所得の平均金額）」の推計値に基づいて、上記の計算式で算出される。

保険料率に大きく関係する要素は、医療費の状況、区市町村に割り当てられる後期高齢者支援納付金・介護納付金の増減、上記の「金額A・C」算定に影響がある国や都の公費（補助金等）である。

II 令和3年度特別区基準保険料率の概要

4. 令和3年度納付金額①～国確定係数に基づく東京都の納付金額

○国は、東京都に、都の国保被保険者数及び医療費の状況、全国一律の後期高齢者医療費及び介護保険給付の状況等をもとに算定した「納付金額」を次のとおり示している（令和2年12月25日国通知）。

令和3年度確定係数による納付金額（東京都）

【R2算定（確定係数）との比較】

事項	R2算定 （確定係数）	R3算定 （確定係数）	差	伸び率
被保険者数（医療・後期）	284万5千人	275万9千人	▲8万6千人	▲3.0%
給付費総額	8,013億円	7,872億円	▲141億円	▲1.8%
1人当たり給付費等	281,617円	285,250円	3,633円	1.3%
納付金総額 ※	4,292億円	4,176億円	▲116億円	▲2.7%
1人当たり納付金額 ※	176,127円	179,710円	3,583円	2.0%

※医療・後期・介護ごとに算出し、合算した金額

【納付金総額のR2算定（確定係数）との比較】

給付費	国・都 公費	前期 高齢者 交付金	納付金 必要額	給付費	国・都 公費	前期 高齢者 交付金	納付金 必要額
8,013億円				7,872億円			
後期 支援金 1,699億円	3,663 億円	2,436 億円	4,292 億円	後期 支援金 1,689億円	3,605 億円	2,512 億円	4,176 億円
介護 納付金 679億円	(35.3%)	(23.4%)	(41.3%)	介護 納付金 732億円	(35.0%)	(24.4%)	(40.6%)

○1人当たり給付費等の伸び率は、1.3%。令和元年度から令和2年度の伸び率は、2.6%であったことから、伸び幅は縮小している。なお、国は令和2年3月診療分までの実績で推計しているため、いわゆるコロナ禍による診療控えの令和3年度医療費推計への影響は小さい。

○1人当たり納付金増加（3,583円）の主な要因は以下のとおり。

【歳出】

- ・ 保険給付費 + 3,633円
- ・ 後期高齢者支援金 + 1,508円
- ・ 介護納付金 + 6,687円

【歳入】

- ・ 国庫負担金 ▲1,995円
- ・ 普通調整交付金 ▲795円
- ・ 前期高齢者交付金 ▲5,431円

II 令和3年度特別区基準保険料率の概要

4. 令和3年度納付金額②～確定係数に基づく特別区の納付金額

○東京都は、国に示された納付金額のうちの特別区負担分を、特別区の国保被保険者数や医療費の状況等を基に算定した「納付金（医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分）」として、次の通りに示している（1月上旬）。

令和3年度確定係数による特別区の納付金額

事項		令和2年度	令和3年度	差	伸び率
特別区の被保険者数	医療分・後期分	1,961,580人	1,888,253人	▲ 73,327人	▲ 3.7%
	介護2号被保険者	693,480人	680,056人	▲ 13,424人	▲ 1.9%
特別区の納付金総額		303,127,707,674円	293,301,803,788円	▲ 9,825,903,886円	▲ 3.2%
	医療(基礎)分	209,356,178,777円	197,306,200,557円	▲ 12,049,978,220円	▲ 5.8%
	後期支援金分	66,523,828,723円	65,761,240,497円	▲ 762,588,226円	▲ 1.1%
	介護納付金分	27,247,700,174円	30,234,362,734円	▲ 2,986,662,560円	11.0%
1人当たり納付金額		179,933円	183,777円	3,844円	2.1%
	医療(基礎)分	106,728円	104,491円	▲ 2,237円	▲ 2.1%
	後期支援金分	33,913円	34,826円	913円	2.7%
	介護納付金分	39,291円	44,459円	5,167円	13.2%

○被保険者数は減少。納付金総額について、医療分は120億5千万円・5.8%減、後期支援金分は7億6千万円・1.1%減。1人当たり納付金額は、医療分は、2,237円・2.1%の減、後期支援分は、913円・2.7%の増となる。

○介護納付金分は、介護2号被保険者数が減少しているにもかかわらず、29億9千万円・11.0%の増で、1人当たり納付金額(介護分)は、5,167円・13.2%の大幅増となっている。

II 令和3年度特別区基準保険料率の概要

5. 令和3年度基準保険料率算定の論点①～医療費分は減少

○医療（基礎）分の「1人当たり納付金額（被保険者数の増減を考慮）」は、2. 1%減となっており、医療分の保険料率を引き下げることができる。

○1人当たり医療給付費は、1. 3%の増であり、被保険者の高齢化を主な要因とする医療費自体の上昇傾向は、依然として続いている。

○一方で、東京都は、令和2年度の市区町村から集めた納付金の剰余金約79億円を医療（基礎）分に投入したほか、国から東京都への普通調整交付金が令和2年度の148億円から195億円に増額になったこと、都国保に対する前期高齢者交付金※が2,441億円から2,517億円に増額となったことにより、結果として医療分の納付金が減となった。

※前期高齢者交付金

前期高齢者（65歳から74歳の人）の偏在による各保険者の財政負担の不均衡を是正するため平成20年度に創設された制度。調整は、各保険者の前期高齢者加入率と全保険者の前期高齢者の平均加入率を比較して行われ、前期高齢者が多く加入している国民健康保険には、「前期高齢者交付金」が交付され、逆に協会けんぽや共済組合などは、「前期高齢者納付金」を負担することで、負担の平準化を図っている。

II 令和3年度特別区基準保険料率の概要

5. 令和3年度基準保険料率算定の論点②～新型コロナの影響

○新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮して、対応する必要がある。

○新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少や離職となっている被保険者は多く、今年度は、収入が3割以上減少した被保険者を対象に、保険料の減免を実施（国が全額補助）。特別区では、全世帯の約3%（新宿区は約5.5%）が減免されている。

○一方で、国民健康保険は、前期高齢者比率が高く、年金受給等により新型コロナによる所得への影響が小さい層が一定程度ある（特別区30.4%・新宿区20.8%）。

・令和3年度の新型コロナ関連の見通し

○コロナ禍終息が不透明な中で、国保被保険者の所得環境は引き続き厳しい。

○令和2年度に所得が減少した世帯は、令和3年度は所得減少を反映した保険料となる（均等割軽減及び所得割分の減額）。

○国によるコロナ特例減免に係る財政支援の継続等は、未定である。

○収入環境の悪化（収納率の低下）も想定され、各区の一般会計からの法定外繰入金の増加が懸念される。

II 令和3年度特別区基準保険料率の概要

5. 令和3年度基準保険料率算定の論点③～後期支援金は増額

○令和3年度の後期高齢者支援金について国が告示した「被保険者1人当たり負担額」は、前年度より596円、0.9%増の63,674円。0歳から74歳までの全国民に対して、負担増が求められている。

○後期高齢者支援金分の保険料については、その算定根拠や役割からも各保険者の取り組みや努力では対応できない、義務的な負担である。

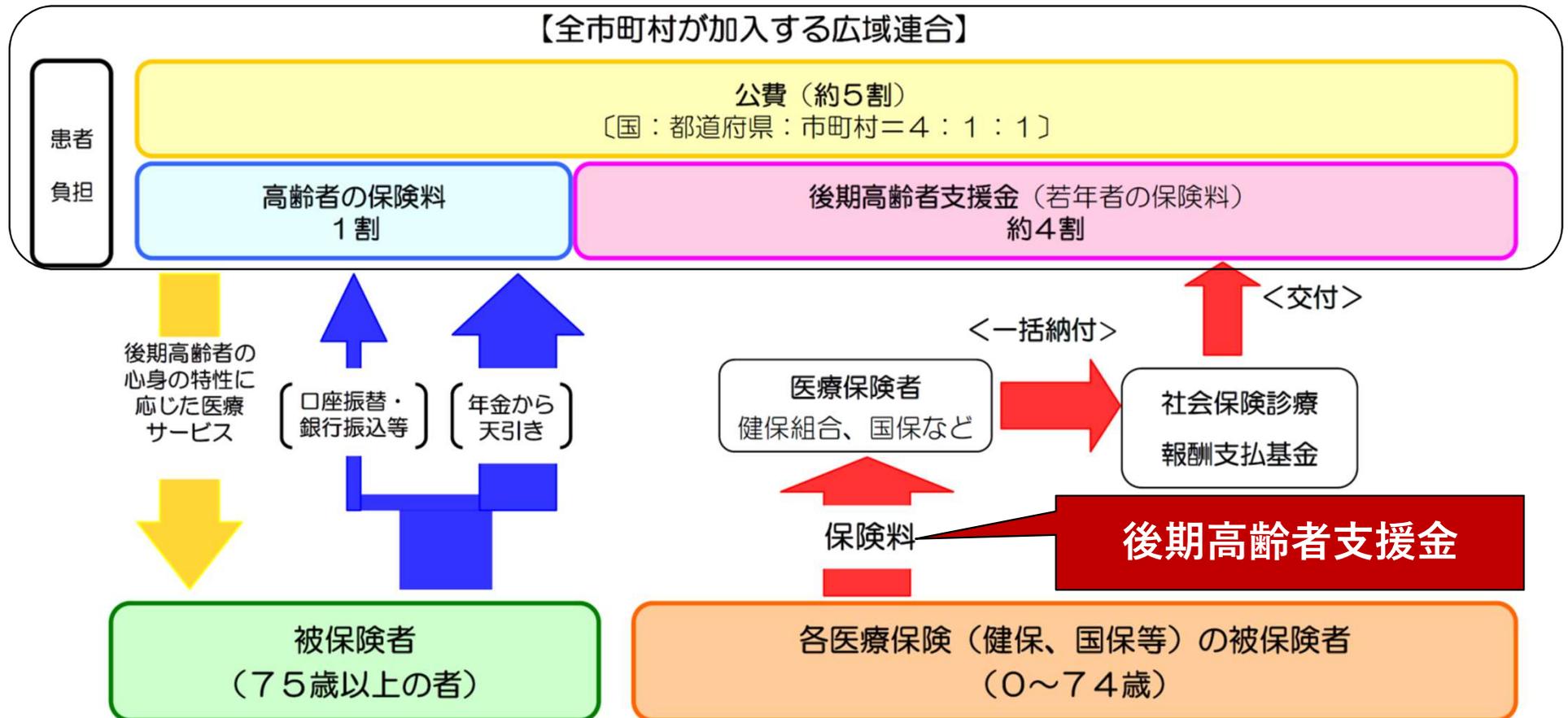
○「後期高齢者支援金」は、全国の後期高齢者医療給付の状況等から国が「1人当たり負担額」を算定して告示し、健康保険、協会けんぽ、共済組合など、各医療保険の保険者に対して加入者数や加入者の所得に応じて割り振り、それぞれの被保険者が保険料として負担するもの。

○令和3年の特別区国保における1人当たり負担額推計は、公費補助等を差し引くことにより34,826円となり、令和2年度よりも2.7%増となっている。

I 令和3年度国民健康保険保険料率の改定について

参考：後期高齢者支援金について～後期高齢者医療制度のしくみ

- 公費で給付費の5割を、現役世代が4割、高齢者が1割と分担ルールを明確化
- 保険料を納めるところとそれを使うところを都道府県ごとの広域連合に一元化し、財政・運営責任を明確化



II 令和3年度特別区基準保険料率の概要

5. 令和3年度基準保険料率算定の論点④～介護納付金の増

○令和3年度の「介護納付金」について国が告示した「被保険者1人当たり負担額」は、前年度より4,413円、5.8%増の80,133円。40歳から64歳までの全国民に対して、負担増が求められている。

○介護保険第2号被保険者に求める介護納付金分の保険料については、その算定根拠や役割からも各保険者の取り組みや努力では対応できない義務的な負担である。

○特別区の令和3年度介護保険第2号被保険者1人当たりの介護納付金推計は、44,459円、13.2%の大幅増となっており、この状況は大きな課題である。

○介護納付金は、全国の介護保険給付等の状況から国が「介護保険第2号被保険者1人当たり負担額」を算定・告示し、健康保険、協会けんぽ、共済組合など、各医療保険の保険者に対して加入者数や加入者の所得に応じて割り振り、それぞれの「介護保険第2号被保険者」が保険料として負担するもの。

○国から都への普通調整交付金(介護分)[※]が、令和2年度の20億円から、8.7億円に減となったことも東京都国保の介護納付金増の要因である。

※普通調整交付金・・・医療費や所得格差を全国レベルで調整する国の補助金

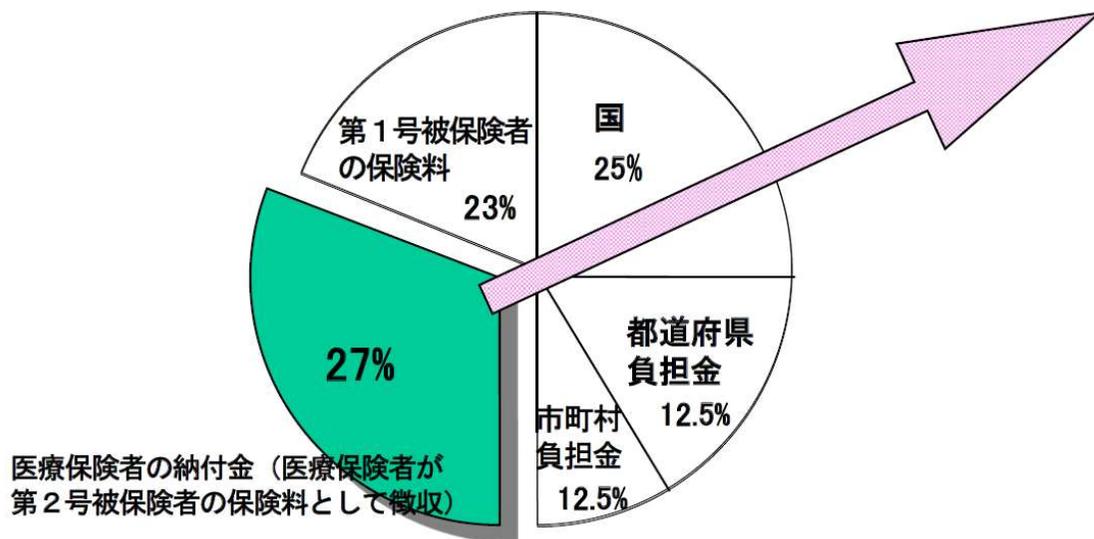
I 令和3年度新宿区国民健康保険料率の改定について

参考：介護納付金について～介護保険料納付の仕組み

○40～64歳(第2号被保険者)の保険料は、各医療保険者が徴収し、納付金として支払基金へ納付

○納付金は、概算により納付し、2年後に精算する仕組み

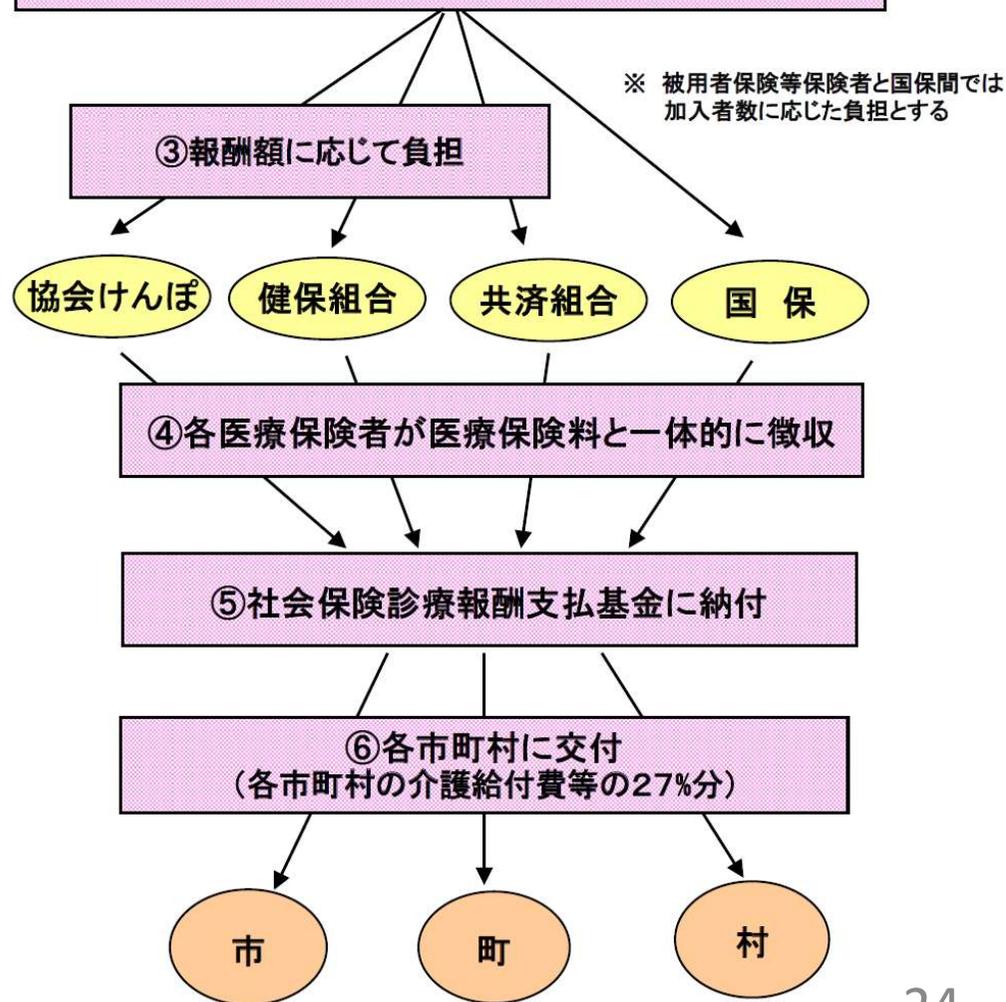
①第2号被保険者(40～64歳)は給付費の27%を負担



【総報酬割導入のスケジュール】

	H29年度		H30年度	R1年度	R2年度
	～7月	8月～			
総報酬割分	なし	1/2	1/2	3/4	全面

②第2号被保険者一人当たりの負担額を計算



6. 令和3年度特別区基準保険料率の算定のポイント

○令和3年度の特別区基準保険料率は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特殊な社会情勢に鑑み、区財政の状況や長期的な財政規律の確保も視野に入れ、負担抑制のため、特別区独自の激変緩和措置の緩和割合について、平成29年度区長会において定めた「97%」ではなく、「96%」とし、令和2年度の激変緩和割合を維持する。

・これにより、特別区の激変緩和措置額は、医療分が約79億円、後期支援金分約が26億円、介護納付金分が約12億円の合計約117億円となる（97%であった場合は、約88億円・約29億円の増額）。

・特別区は、引き続き、医療費の適正化・収納率の向上・法定外繰入の解消又は縮減に向け取り組んでいくものとし、令和4年度以降の激変緩和割合については、平成29年度区長会において定めた目標年は維持するものとし、令和6年度は、100%となるように、均等に引き上げていくことを確認。

・介護納付金の負担の増傾向については、保険者として対応が難しくなってきたおり、特別区は、国・都に対して適切な対応を強く求めていく。

II 令和3年度特別区基準保険料率の概要

7. 令和3年度特別区基準保険料率（令和3年2月16日特別区長会決定）

1 令和3年度基準保険料率

（1）基礎分・後期支援金分

★賦課割合 58 : 42（前年度 58 : 42）

★1人当たり保険料：124,989円（前年度比1,213円減、0.96%減）

★所得割合 9.54%（前年度比0.11ポイント増。基礎分7.13%、支援金分2.41%）

★均等割額 52,000円（前年度比800円減。基礎分38,800円、支援金分13,200円）

★賦課限度額 82万円（前年度と同額：基礎分63万円、支援金分19万円）

（2）介護納付金分

★賦課割合 58 : 42（前年度 57 : 43）

★1人当たり保険料：40,879円（前年度比4,929円増、13.71%増）

★均等割額 17,000円（前年度比1,400円増） ※所得割合は引き続き各区設定

★賦課限度額 17万円（前年度と同額）

参考資料2-3「5 特別区基準保険料率に係る基礎数値」参照

II 令和3年度特別区基準保険料率の概要

8. 特別区基準保険料率の推移①

【基礎分 & 後期支援金分】

【基礎分 & 後期支援金分】		令和3年度		令和2年度		令和元年度		平成30年度		平成29年度	
賦課割合 (所得割：均等割)		58:42		58:42		58:42		58:42		58:42	
保険料率等	所得割率	9.54%		9.43%		9.49%		9.54%		9.43%	
	基礎分	7.13%	2.41%	7.14%	2.29%	7.25%	2.24%	7.32%	2.22%	7.47%	1.96%
	均等割額	52,000円		52,800円		52,200円		51,000円		49,500円	
	基礎分	38,800円	13,200円	39,900円	12,900円	39,900円	12,300円	39,000円	12,000円	38,400円	11,100円
	賦課限度額	820,000円		820,000円		800,000円		770,000円		730,000円	
	基礎分	630,000円	190,000円	630,000円	190,000円	610,000円	190,000円	580,000円	190,000円	540,000円	190,000円
1人当たり保険料		124,989円		126,202円		125,174円		121,988円		118,441円	
基礎分	支援金分	93,389円	31,600円	95,473円	30,729円	95,640円	29,534円	93,287円	28,701円	92,289円	26,152円
1人当たり保険料 前年度との比較	金額	-1,213円		1,028円		3,186円		3,547円		7,252円	
	率	-0.96%		+0.82%		+2.61%		+2.99%		+6.52%	

II 令和3年度特別区基準保険料率の概要

8. 特別区基準保険料率の推移②

【介護納付金分】

【介護納付金分】		令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
賦課割合 (所得割：均等割)		58：42	57：43	54：46	53：47	50：50
率 保 險 料	均等割額	17,000円	15,600円	15,600円	15,600円	15,600円
	賦課限度額	170,000円	170,000円	160,000円	160,000円	160,000円
1人当たり保険料		40,879円	35,950円	33,550円	32,885円	30,986円
1人当たり保険料 前年度との比較	金額	4,929円	2,400円	665円	1,899円	1,499円
	率	+13.71%	+7.15%	+2.02%	+6.13%	+5.08%

※介護納付金分保険料については、制度上統一することが難しいため、均等割額のみ統一保険料とし、所得割率については、各区の被保険者の所得水準に合わせて設定することになっている。令和3年度の新宿区の介護納付金分の所得割率は、2.05%、賦課割合は、令和2年度から据え置きで57：43とした。